

報道機関各社 様

さっぽろ連携中枢都市圏構成12市町村による 北海道に対する「地域公共交通計画」の共同作成に係る要請について

札幌市では、平成31年3月に、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町とともに、「さっぽろ連携中枢都市圏」（以下「さっぽろ圏」という。）を形成し、さまざまな連携した取組を行っているところです。

この取組の一環として、令和2年8月に、さっぽろ圏を構成する12市町村により、「生活・観光路線の両面からの圏域内公共交通」を検討課題とするタスクフォースを設置し、課題解決に向けた検討を重ねてきました。

その結果の1つとして、このたび、下記のとおり、北海道に対し、広域的な「地域公共交通計画」の共同作成に係る要請を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 要請者

小樽市長、岩見沢市長、江別市長、千歳市長、恵庭市長、北広島市長、石狩市長、当別町長、新篠津村長、南幌町長、長沼町長及び札幌市長

2 要請日

令和3年3月30日

3 要請文

別紙1のとおり

4 さっぽろ連携中枢都市圏タスクフォースについて

概要は別紙2、本タスクフォースに係る議論の経過は以下のURL参照

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/tf01.html>

5 参考（地域公共交通計画について）

地域公共交通計画は、令和2年11月に改正された、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画であり、法第5条第8項において、二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、作成することを要請することができることとされている。

【問い合わせ先】

（さっぽろ連携中枢都市圏タスクフォースに関すること）

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）

玉井・森 電話：011-211-2281

（地域公共交通計画に関すること）

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課

飯田・津田 電話：011-211-2492

【別紙1】

札企第564号
樽企第175号
岩企第344号
江2政策第237号
千交通第87号
恵生生第62号
北広企画第132号
石企画第208号
当企総第66号
新総企第59号
南ま企号
長政第356号

令和3年（2021年）3月30日

北海道知事 鈴木 直道 殿

札幌市長 秋元 克広
小樽市長 迫 俊哉
岩見沢市長 松野 哲
江別市長 三好 昇
千歳市長 山口 幸太郎
恵庭市長 原田 裕
北広島市長 上野 正三
石狩市長 加藤 龍幸
当別町長 宮司 正毅
新篠津村長 石塚 隆
南幌町長 大崎 貞二
長沼町長 齋藤 良彦
(公印省略)

地域公共交通計画の共同作成に係る要請について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第五条第八項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

記

- 1 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいう。）を構成する市町村と共同して、法第五条第一項に規定する「地域公共交通計画」を作成されたいこと。
- 2 1に掲げる地域公共交通計画の作成は、公共交通事業者等の意見を十分に勘案して行われたいこと。

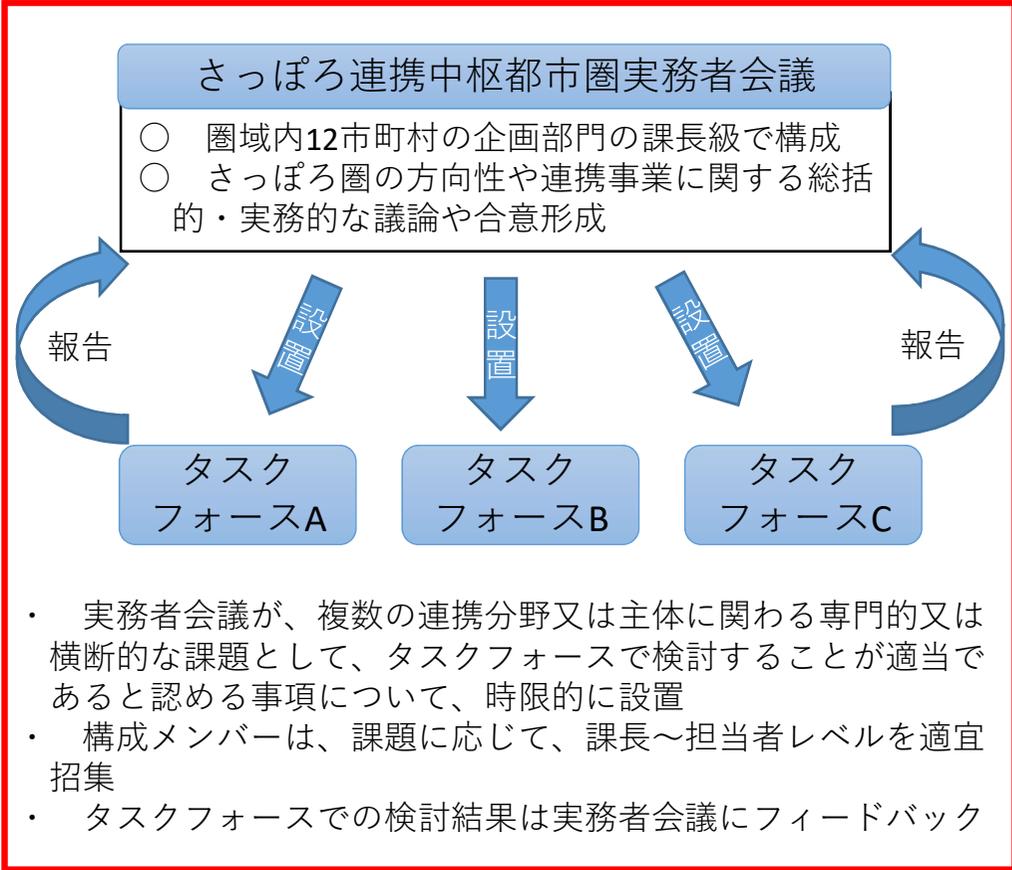
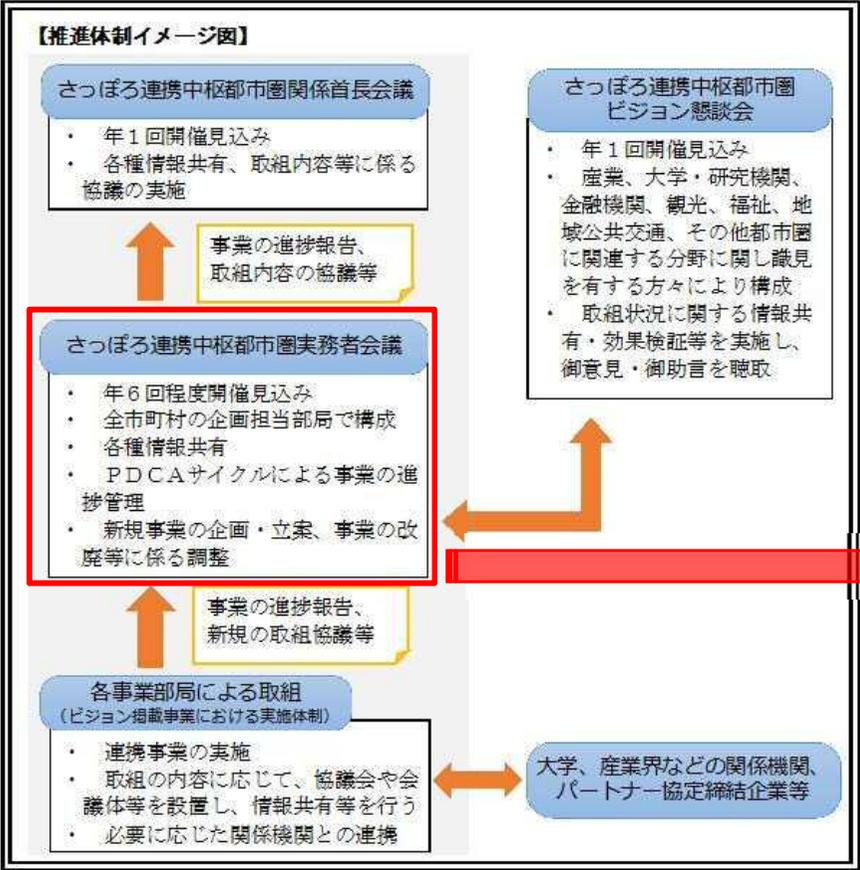
【問い合わせ先】

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課 森

TEL 011-211-2281

MAIL ki.kikaku@city.sapporo.jp

○ 「さっぽろ連携中枢都市圏関係首長会議」の下に設置される実務レベルの協議体である「さっぽろ連携中枢都市圏実務者会議」の下に、複数の連携分野又は主体に関わる専門的又は横断的な課題について検討する「タスクフォース」を設置



<タスクフォースでの想定検討課題>

○ さっぽろ連携中枢都市圏における複数の連携分野又は主体に関わる専門的又は横断的な課題のうち、特に優先的に取り組むべきものとして、以下のようなものを想定

- ・ さっぽろ連携中枢都市圏関係首長会議で提示された課題
- ・ 地方制度調査会の答申等の国の動向に対応する課題